

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は 大阪府北河内地域に位置し、平成22年度の国勢調査結果に基づく、人口は、平成22年度をピークに減少傾向にあり、令和5年4月末時点においては、人口減少に加え、高齢化率が増加傾向にあり、今後も老年人口は増加を続ける見込みである。

産業においては、JR四条驛駅、忍ヶ丘駅に位置する商店街を中心とした「商業」、東西南北に走る国道や、高速道路のインターチェンジが近くにある等、交通アクセスの良さに恵まれた環境下での「工業」に加え、市東部を中心に水稻等の栽培がおこなわれ、市の特産品「エコ河内田原米」を育む「農業」が共存している。

全産業における事業所数並びに従業員数は、平成24年以降ともに微増傾向にあるものの、増加要因となっている卸売・小売業等の一部を除き、多くの産業においては事業所数並びに従業員数がともに減少傾向にある。また、農業においても農家数や耕地面積が減少している。

平成27年に大型ショッピングモールが開業したことにより、主に若い世代にとってまちの魅力向上につながり、雇用の創出につながったものの、一方で地域住民の生活基盤となっている地元商店街には一定の影響が出ている。

#### (2) 目標

現在本市では、各分野において事業主の高齢化や後継者不足に加え、個々の技術向上や既存産業の変革が必要となっている。このことから、各事業所間の交流や共同研究などに取り組むことが出来る素地を築き、産業の持続性や創造性を育み、同業種のみならず、異業種、産学公といった多様な事業所や機関、団体等が連携して世界的な「第4次産業革命」等技術革新に適応し、地域全体にわたる産業の活性化を図る。

これを実現するため、計画期間中に合計14件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

労働生産性に係る目標については、年平均3%以上の向上をめざすこととし、3年の先端設備等導入計画の場合は9%以上、計画期間が4年の場合は12%以上、5年の場合は15%以上の向上を目標とする。

### 2 先端設備等の種類

製造業をはじめとする各分野において、様々な事業運営の形態が広がる中、労働生産性を高める手法は事業分野ごとに様々であり、企業の積極的な投資について全

面的に支援を実施する方針であることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備すべてとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本市は、東部地域と西部地域に分かれているものの、いずれの地域においても事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、小売業、サービス業、農業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えており、広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画における対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月10日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入に係る計画期間は、3年、4年、又は5年とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組は本計画の認定の対象としない。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、本計画の認定の対象としない。